

財 号 外
平成25年 4月 1日

関係各位

氷見市総務部財務課長

氷見市発注工事に係る現場代理人の常駐義務緩和について

昨今、通信手段の発達等により、工事現場から離れていても発注者と直ちに連絡をとることが容易になってきていることから、厳しい経営環境下における施工体制の合理化の要請にも配慮し、一定の要件を満たすと発注者が認めた場合には、例外的に現場代理人の常駐を要しないこととすることができるものとされた（平成22年7月標準約款改正）。

このことから、氷見市建設工事請負契約約款第10条第3項に規定する現場代理人の工事現場への常駐を要しないこととすることができる要件を、以下に定める場合とする。

対象工事の要件

次の要件、全てを満たす場合

- ① 氷見市発注の工事であること。
- ② 受注金額

1件の受注額が2,500万円未満の工事であること。合計受注額が5,000万円未満であれば最大2件の工事を対象とできる。

ただし、災害復旧工事及び公共樹設置工事など当初契約額50万円未満の工事は除く。

兼務の手続き等

別途、申出書により申請し、監督員の承認をえる。

なお、承認にあたっては、下の条件を付すものとする。

- ・現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障をきたさないこと。
- ・発注者との連絡体制を確保すること。
- ・他の公共機関の工事で選任されている者が兼務する場合は、他の公共機関の承認を要する。

緩和措置を認めない場合

- ① 過去2カ年度及び本年度、氷見市において、入札参加停止を受けたことがある場合。
- ② 過去2カ年度及び本年度、氷見市発注工事において、工事成績評点6.4点以下の工事がある場合、または、成績評定を受けたことがない場合。

適用期間

平成25年度も引き続き試行とする。